

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公開番号】特開2018-147496(P2018-147496A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-71989(P2018-71989)

【国際特許分類】

G 06 F	21/34	(2013.01)
B 41 J	29/38	(2006.01)
H 04 N	1/00	(2006.01)
B 41 J	29/00	(2006.01)
G 03 G	21/00	(2006.01)
G 06 F	3/12	(2006.01)

【F I】

G 06 F	21/34	
B 41 J	29/38	Z
H 04 N	1/00	C
B 41 J	29/00	Z
G 03 G	21/00	3 7 0
G 03 G	21/00	3 9 0
G 03 G	21/00	3 9 6
G 06 F	3/12	3 2 2
G 06 F	3/12	3 3 8

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月5日(2020.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取り部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定手段と、

前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取り部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御手段と、

を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記異なるメニュー画面は、少なくとも前記計測データを画像処理装置に送信機能を含むメニュー画面と含まない画面であって、

前記第1種類の前記情報記憶媒体である場合は、少なくとも前記計測データを画像処理装置に送信機能を含むメニュー画面を表示手段に表示し、

前記第2種類の情報記憶媒体である場合は、前記送信機能を含まないメニュー画面を表示すること

を特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

さらに、前記情報記憶媒体は、前記情報処理装置にログインするためのログイン情報を記憶しており、前記第1種類と第2種類の前記情報記憶媒体のいずれかから当該ログイン情報を取得することで、前記情報処理装置にログインさせるよう制御するログイン制御手段と、

を有することを特徴とする請求項1乃至2のいずれか1項に記載の情報処理装置

【請求項 4】

前記表示制御手段は、前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取り部にかざされた後に前記情報処理装置で実行可能な機能を、前記ログイン制御手段によって前記情報処理装置にログイン後に実行可能であることを表示する

ことを特徴とする請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記表示制御手段は前記機能が実行不可能であることを表示するよう制御することを特徴とする請求項3乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

さらに、前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取り部にかざされた後に

前記情報処理装置で実行可能な機能を、前記ログイン制御手段によって前記情報処理装置にログイン後に実行可能に制御する制御手段と、を有し、

前記制御手段は、前記ログインで用いられた情報記憶媒体の種類が前記第1種類である場合には、前記前記データを取得して外部サーバに送信する機能を実行するよう制御すること

を特徴とする請求項4乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記制御手段は、前記第1種類の情報記憶媒体に対応して前記読み取り部で前記情報記憶媒体から前記ログイン情報が読み取れなくなった場合に情報処理装置のログイン状態をログアウトさせる機能を実行し、前記第2種類の情報記憶媒体に対応して前記読み取り部で前記情報記憶媒体から前記ログイン情報が読み取れなくなった場合でもログアウトさせない機能を実行すること、

を特徴とする請求項3乃至6のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記読み取り部で前記情報記憶媒体から前記ログイン情報が読み取れなくなった場合とは、前記読み取り部で前記情報記憶媒体の前記ログイン情報が取得できなくなつて所定時間経過した場合であること

を特徴とする請求項7に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取り部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定ステップと、

前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取り部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御ステップと、

を有することを特徴とする情報処理装置の制御方法。

【請求項 10】

情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取り部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定手段と、

前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取り部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御手段と、

を有することを特徴とする情報処理システム。

【請求項 1 1】

情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定ステップと、

前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御ステップと、

を有することを特徴とする情報処理システムの制御方法。

【請求項 1 2】

コンピュータを請求項1乃至8のいずれか1項に記載の情報処理装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【請求項 1 3】

コンピュータを請求項10に記載の情報処理システムの各手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の情報処理装置は、情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定手段と、前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御手段と、を有することを特徴とする。

また、本発明の情報処理装置の制御方法は、情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定ステップと、前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御ステップと、を有することを特徴とする。

また、本発明の情報処理システムは、情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定手段と、前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御手段と、を有することを特徴とする。

また、本発明の情報処理システムの制御方法は、情報記憶媒体が計測データを保持する第1種類であるか、計測データを保持しない第2種類であるかを、前記情報記憶媒体が情報処理装置の読み取部にかざされることにより前記情報記憶媒体から読み取られた情報に基づき特定する特定ステップと、

前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体が前記読み取部にかざされた後に前記第1種類の前記情報記憶媒体と前記第2種類の情報記憶媒体の各々に対応した異なるメニュー画面を表示手段に表示する表示制御ステップと、を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によれば、情報処理装置の読み取り部にかざす情報記憶媒体の種類に応じて、ユーザに情報処理装置に適切な画面を表示することができる。